

# 高齢者・障害者 見守り通信

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8-1 シルキア奈良 2階  
TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686



## 子の未婚は親の責任？

結婚相手紹介サービスの、  
**親への訪問や電話勧誘**にご注意！



### 事例

#### 勧誘された親が、親名義で契約

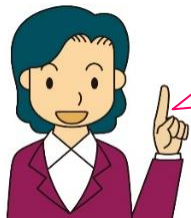
電話勧誘してきた業者が訪問、説明を受けた母が契約した。当事者である娘や周囲に契約について2週間ほど秘密にするように言われた。娘が契約を知ったときは、クーリング・オフの期間を過ぎていた。(2017年7月 女性 40代)



#### 親への勧誘から子の名義で契約

電話で勧誘を受け、口頭で希望条件に合う人を紹介するといわれ契約した。しかし、希望条件に合う人を紹介されず、契約時と話と違うので解約を申し出たところ、違約金約18万円必要と言われた。(2017年4月 女性 60代)

## アドバイス



結婚相手紹介サービスの契約に、親が関わる場合には、まずは結婚について子と十分に話し合い、サービス内容等を子とともに慎重に確認しましょう。



契約の内容について十分理解し、様々な情報を比較検討して業者を選びましょう

どんなサービスですか？

サービス契約の内容や条件について十分に理解しましょう

やめたらいくらかかりますか？

契約書面を受け取ってから、8日間はクーリング・オフできます。(特定商取引法) 中途解約の違約金には上限があります。解約条件、特に中途解約時の解約料について確認しておきましょう。



結婚相手紹介サービスは成婚を約束するものではありません。

断っているのに訪問や電話で執拗に勧誘をしてくる業者や、書面を交付しない業者等とは契約しないようにしましょう。

不安になった場合や、トラブルになった場合は  
消費者ホットライン☎188または最寄りの消費生活センターにご相談ください。

独立行政法人国民生活センター  
平成29年10月19日報道発表